

令和 7 年度 横田基地対策に関する要望書

内閣総理大臣	高市 早苗	殿
総務大臣	林 芳正	殿
外務大臣	茂木 敏充	殿
財務大臣	片山 さつき	殿
厚生労働大臣	上野 賢一郎	殿
環境大臣	石原 宏高	殿
防衛大臣	小泉 進次郎	殿
北関東防衛局長	池田 真人	殿

令和 8 年 1 月 1 9 日

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百 合 子
副会長	昭島市長	臼 井	伸 介
	立川市長	酒 井	大 史
	福生市長	加 藤	育 男
	武蔵村山市長	山 崎	泰 大
	羽村市長	橋 本	弘 山
	瑞穂町長	山 崎	栄

横田基地対策に関する要望書

横田基地の存在は、住民の生活に様々な影響を及ぼすばかりでなく、広域的都市活動やまちづくりの阻害要因となるなど、東京都、立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市及び瑞穂町（以下「地元自治体」という。）の行財政運営にも大きな影響を与えています。

そこで、東京都及び横田基地が所在する周辺市町は、平成８年に「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を設立し、基地の整理・縮小・返還を含めた多岐にわたる協議を行い、同基地に起因する諸問題の解決に努めてきました。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、周辺住民は航空機の騒音に悩まされ続け、航空機騒音の軽減措置に関する日米合同委員会合意があるにもかかわらず、同基地周辺の環境基準は依然として達成されていません。

これまで横田基地では、航空機の緊急着陸や部品及びパラシュートの落下、大規模な火災及び燃料漏出事故等、大惨事につながりかねない事故が度々発生し、令和５年４月には、Ｃ－１２の部品遺失、令和７年１１月には、降下訓練における米陸軍兵士の場外降着により建物の一部を破損させ、当該兵士が使用していたパラシュートの一部が落下する事故、さらに、この２日後にもパラシュートの落下事故が発生しています。事前の情報提供がない中での多数の戦闘機の度重なる飛来や編隊飛行訓練、頻繁な人員降下訓練なども行われています。

令和４年５月に実施された複数の三沢基地所属戦闘機が参加する訓練では、周辺住民からは、騒音被害や事故の危険性への懸念について、多くの苦情が寄せられました。

横田基地日米友好祭においては、日米の永続的なパートナーシップを祝い、基地と地域社会との絆を深める目的であるものの、戦闘機の飛行展示による騒音に対し、周辺住民からは、多くの苦情が寄せられる事態となっています。

また、ＣＶ－２２オスプレイは平成３０年１０月に横田基地に正式配備されましたが、令和２年６月に部品遺失事故が、令和３年６月、９月、１２月及び令和４年１０月には予防着陸が発生しました。これらに加えて、令和４年８月には、ＣＶ－２２オスプレイの地上待機措置がとられ、その後、各種情報を分析し、様々な任務におけるＣＶ－２２オスプレイの運用手順の確認等を継続的に行うことにより飛行の安全が確保できることを確認したとし、同年９月に、地上待機措置が解除されました。さらに、令和５年２月には、オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象（ＨＣＥ：ハード・クラッチ・エンゲージメント）の発生を予防するための措置の一環として、一定の使用時間を経過した一部の部品を交換することとしたとの説明がありました。加

えて、令和5年11月には鹿児島県屋久島沖合で機体左側のプロップローター・ギアボックスの不具合と操縦士的意思決定を原因としたCV-22オスプレイの墜落事故が発生しました。令和6年8月に事故調査報告書が公表されましたが、その後も、令和6年11月に米国で発生したCV-22オスプレイの予防着陸を受け、飛行を一時的に見合わせ、機体の点検等を行った上で、飛行を再開しました。また、令和7年7月以降3回の予防着陸が繰り返し発生していることなどもあり、基地周辺住民にとっては、オスプレイの安全性等に対する不安解消には至っていません。

他方、高高度滞空型無人偵察機であるRQ-4グローバル・ホークは、令和5年度も一時展開され、現在も継続しています。平成29年度以降、横田基地への一時展開は6回目であり、令和元年度以降5年連続かつ、今回の一時展開は2年以上継続していることから、横田基地への常駐化を含む今後の運用が懸念されます。

そして、令和6年11月には在日米宇宙軍の新編が、令和7年3月には在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始が発表され、横田基地を取り巻く状況は日々変化しております。

そのほかにも、基地に対するテロの可能性及び諸外国や基地間での往来による感染症の拡大への懸念があります。また、飲酒運転は、人命に係わる重大な事故につながる、非常に危険かつ悪質なものですが、令和元年度以降、横田基地所属軍人・軍属等の飲酒運転による交通事故が12回も発生しています。事故発生後、事故内容に関する情報が提供されるまでに時間を要することもあり、基地周辺住民の不安は、これまでになく高まっています。加えて、関係者への厳正な処分を含む事故の再発防止に対する過去の取組が十分ではなかったという疑念を抱かざるを得ません。

さらに、米軍関係者による複数の性犯罪事件について、国から地元自治体に情報提供がなされておらず、東京都内で検挙された事件についても情報提供がなかったものがあることが明らかになりました。特に、令和7年4月に沖縄県で発生した横田基地所属の米軍人による不同意性交等事件については、報道で明らかになり、捜査当局による事件処理が終了しているにもかかわらず、地元自治体に情報提供がなく、また、令和6年7月から開始された情報共有体制に係る新たな運用に基づく、国による都への個別の相談もなされませんでした。こうした事態は、横田基地周辺住民の不信につながりかねません。

また、令和5年7月には、横田基地内で過去に3件のPFOS等を含む泡消火薬剤の漏出が発生していたことが判明しました。さらに、同年11月にも漏出に関する報道がありましたが、国から地元自治体に情報提供されたのは事案発生から2年以上が経過してからでした。加えて、令和6年8月にPFOS等を含む泡消火薬剤の残留を

含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報提供があるなど、多くの基地周辺住民が不安を抱いており、早急に払拭する必要があります。

国においては、周辺住民の生活環境の整備や民生安定などの様々な施策を推進されていますが、横田基地が人口の密集した市街地にあることや、民間飛行場とは異なる不規則な飛行実態であること等を考慮し、新たな交付金制度の創設や基地交付金・調整交付金及び基地周辺対策予算の一層の拡充を図る必要があります。

また、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく、航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転に伴い設置された、共同統合運用調整所の運用等に当たっては、周辺住民に不安を与えることのないよう、引き続き適時適切な情報提供を行うことが不可欠です。

日米地位協定については、これまでも、平成27年9月に環境補足協定、平成29年1月に軍属に関する補足協定が締結されるなど、同協定の運用改善に向けた取組がなされていますが、犯罪防止や安全運航の観点から、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの取組の徹底に加え、安全飛行の確保、点検整備の強化等の措置を講ずるほか、基地に関する諸問題を解決するため、同協定の適切な見直しを図るとともに、国が責任を持って日米合同委員会における合意事項の遵守状況の確認や改善について取り組んでいくことが必要です。

周辺住民がおかれている耐え難い実情を十分に理解され、下記の事項について速やかに実現されるよう要望いたします。

要 望 事 項

1 基地問題の解決のために基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。また、横田基地における米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、航空機による騒音被害及び事故に対する不安等が住民生活に様々な影響を与えるとともに、地域のまちづくりの障害になっている。

周辺住民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを推進するため、基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。

また、硫黄島で実施される米空母艦載機着陸訓練の予備飛行場に横田基地が令和2年度から6年連続で指定された。横田基地において、米空母艦載機の着陸訓練がひとたび実施されれば、その影響は甚大であり、周辺地域の平穏な住民生活は著しく損なわれるため、今後も横田基地における米空母艦載機着陸訓練を実施しないことはもとより、予備飛行場にも指定しないこと。

2 騒音防止対策を推進すること。

- (1) 周辺住民の騒音被害の軽減のため、昭和39年及び平成5年の日米合同委員会の合意事項を厳守し、さらに以下の項目については早急に対策を講ずるよう、米軍に申し入れること。
 - (ア) 22時から6時までは、航空機の飛行等を行わないことを徹底するとともに、夜間及び早朝において制限時間の拡大を図ること。
 - (イ) 周辺地域に影響のある航空機のエンジンテストについては、17時から8時までの間を行わないこと。
 - (ウ) 土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行及びエンジンテスト等による騒音を発生させないこと。
 - (エ) 横田基地周辺市街地上空での低空飛行及び旋回飛行を行わないこと。
 - (オ) 航空機による編隊飛行訓練等においては、横田基地外に影響を及ぼさないよう配慮すること。
 - (カ) ヘリコプターによる飛行訓練については、原則として横田基地の上空で実施すること。やむを得ず横田基地外で行う場合は、人口密集地域上空での飛行を避けること。
 - (キ) 航空機の点検等に伴い発生する騒音について、必要な防音措置を講ずること。
 - (ク) ヘリコプター及びオスプレイ特有の騒音の軽減策について検討を行うこと。
特に、基地周辺の住宅に近い場所でのアイドリング及びホバリングは、極力行わないこと。
 - (ケ) 住宅が密集した市街地に所在する横田基地では、騒音が著しい戦闘機の離着

陸を伴う訓練を行わないこと。

(コ) 横田基地所属以外の部隊による飛行訓練を極力行わないこと。

(2) 住宅防音工事等周辺対策の充実及び強化を図ること。特に住宅防音工事については、以下の項目を実施すること。

(ア) 助成対象となっている住宅の防音工事を早期に完了すること。

(イ) 令和3年4月に防音工事の助成対象となる住宅の条件が一部緩和されたものの、区域指定告示以降の新築住宅の全てについて、防音工事の助成対象とすること。また、従来と異なる地域からも航空機騒音等の苦情が増加しているように、区域の見直し時の飛行実態からの変化が見られるため防音工事対象区域の拡充を図ること。

(ウ) 防音工事対象区域の指定値を、住宅の騒音被害の実態及び地形等を十分に考慮し、航空機騒音に関する住居系地域の環境基準に合わせ、Lden57デシベルに改正すること。

(エ) 空気調和機器の機能復旧工事を速やかに行うとともに、全額補助とすること。

(オ) 防音工事に伴う維持管理費を全世帯に補助すること。

(カ) 節電に対応するため、太陽光発電システムの設置を住宅防音工事事業として実施できるよう制度を改正すること。

(3) 航空機の低騒音化技術の開発及び低騒音機の使用の促進を図ること。

(4) 地元自治体を実施する騒音測定器の維持及び更新並びに測定に要する費用について、国の助成制度を設けること。

(5) パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレーター等の使用に当たっては、設置場所や使用する時刻、音量に配慮するなど、横田基地の外に影響を与えないよう引き続き必要な措置を講ずること。

(6) 飛来機も含め航空機のエンジンテストは専用施設で実施すること。

(7) 米軍再編に伴い、航空自衛隊航空総隊司令部が移駐し運用されているが、自衛隊機の飛来については周辺の平穏な生活に配慮し、必要最小限にとどめること。

3 基地運用の安全対策を徹底し、航空機事故を防止すること。

横田基地においては、航空機の緊急着陸や部品落下、訓練中のパラシュート落下事故、大規模な火災及び燃料漏出事故等、大惨事につながりかねない事故が度々発生しており、再発防止のため、以下の項目について米軍に申し入れること。

(1) 軽飛行機を含む全ての航空機の運用について、安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講ずること。

(2) 万一、事故等の不測の事態が発生した際は、原因究明及び航空機の整備点検の徹底により、安全性が確認されるまで、運用を再開しないことはもとより、航空機の運用に携わる全ての者に対し徹底した指導や訓練等を行うなど、再発防止に

万全の措置を講ずること。また、必要に応じて現場説明を行うことなどを含め、正確な情報を迅速かつ的確に提供すること。

- (3) 人員降下訓練や物料投下訓練の実施に当たっては、訓練開始直前や当日、あるいは、訓練が終了してからの情報提供という事例や、情報提供がなかった事例もあったことから、訓練情報の早期提供を徹底するとともに、訓練規模の大小にかかわらず詳細な訓練情報を提供すること。また、人口密集地で行う訓練の危険性を十分考慮の上、これまでに発生したパラシュートやフィンの基地外への落下事故や場外降着と同様の事故を防止し、基地周辺地域に影響を及ぼさないこと。加えて、横田基地所属以外の部隊による人員降下訓練や物料投下訓練を行わないこと。
- (4) 基地の運用に当たっては、基地外への影響を最小限に止め、周辺住民に不安を与えることのないよう細心の配慮をし、安全対策を徹底すること。

4 自衛隊の運用に当たり、周辺住民に配慮すること。

米軍再編に伴い移転した航空自衛隊航空総隊司令部の運用については、適時適切な情報提供に努めるとともに、周辺住民への影響を増大させるような基地機能の強化を行うことのないよう、地元自治体の意見を聴取し、意向を尊重すること。

5 オスプレイの配備・運用等について最大限の配慮を行うこと。

オスプレイについて、周辺住民から安全性や運用への懸念が十分に解消されていないとの声があることから、以下の項目について実施すること。また、平成30年4月以降当協議会が行った要請内容について、真摯に対応すること。さらに、令和5年11月に発生した鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属CV-22オスプレイの墜落事故について、二度とこのような事故を起こすことのないよう、安全対策の徹底を国の責任において米国に要請すること。

(1) CV-22オスプレイに関する説明責任について

令和4年8月のCV-22オスプレイの地上待機措置及び同年9月の解除、令和5年11月に発生したプロップローター・ギアボックスの不具合及び操縦士的意思決定を原因とした墜落事故、令和7年7月及び10月の予防着陸等を受け、機体の安全性や運用に対する基地周辺住民の不安は一層高まっている。

これらの不安を解消するため、国は基地周辺住民に対して十分な説明責任を果たすこと。

(2) CV-22オスプレイの運用について

横田基地に配備されているCV-22オスプレイの運用について、目視等により迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、ホームページ等による公表に努める

こと。

また、国の責任において、以下のことを米国に働きかけること。

(ア) 既存の日米合同委員会合意事項を遵守すること。

(イ) 飛行高度や飛行経路などの飛行実態及び訓練や機体の安全性等に関して、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

(ウ) 安全対策を徹底すること。

(エ) 生活環境への配慮を行うこと。

(オ) 令和3年6月、9月、12月、令和4年10月、令和7年7月18日及び24日、令和7年10月2日の7回にわたり発生した予防着陸について、当協議会は、トラブルの原因究明を行い再発防止を図ることや、航空機の点検整備の強化等を、要請してきたが、断続してこのような予防着陸が発生したことは、多くの住民に不安を与えるものである。飛行中、機体にトラブルが発生することは、人命に関わる重大な事故につながりかねないことから、これまで以上に安全確保の徹底を図ること。

(カ) 令和4年6月及び令和5年5月に事前の情報提供がない中、機体のローテーションを行うために横浜ノース・ドックにCV-22オスプレイが着陸した。機体のローテーションについて、地元自治体に迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

(3) CV-22オスプレイの今後の配備等について

CV-22オスプレイは令和6年頃までに合計10機が横田基地に配備される予定としているところ、既に配備されている部隊に追加されるものとして、1機が、令和3年7月6日に、横田基地に到着した旨米側から説明があったと、国は同年7月20日に公表したが、事前の情報提供がなされず、令和4年11月になって、6機目のCV-22が令和3年7月に横田飛行場に配備されたものと整理している旨の説明がされるなど、時機を逸したものとなっている。また、令和7年10月28日、令和7年6月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和5年11月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属のCV-22オスプレイ1機の代わりとして配備されたものである、残りの4機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計10機のCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する計画に変更はないなどとの説明が米側よりあったと国が公表した。飛来から4か月も経過したのちに配備となった事実が公表され、令和3年7月と同様に、事後的に情報が示されており、こうした対応が繰り返されていることは、周辺住民の国や米軍に対する不信感につながりかねない。

CV-22オスプレイの今後の配備については、実際の配備に当たっての事前の情報提供を必ず行うこと。また、これまでにCV-22オスプレイ配備に伴い横田基地内に配属された人員数や追加配備に伴い配属された人員数、施設整備について、詳細な情報提供を行うこと。さらに、今後の配備計画等について地元自治体へ更なる具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

(4) 横田基地所属以外の米軍オスプレイの飛来について

横田基地への飛来については、国の責任において迅速かつ正確な情報提供及びホームページ等による公表に努め、地元自治体や周辺住民に対し事前に情報提供を行い、十分な説明責任を果たすこと。

同様に、米国に対しても、周辺住民の不安を解消するため、十分な情報提供を行うとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を、引き続き働きかけること。

(5) オスプレイの運用に係る日米合同委員会合意事項の遵守状況の確認について

既存の日米合同委員会合意事項の遵守状況を確認し、地元自治体や周辺住民に対して説明を行うこと。

(6) 低周波音の調査について

オスプレイについては、低周波音による健康影響等を懸念する声があることから、国の責任において、低周波音に関する調査検討を引き続き実施し、必要な対策を講ずること。

6 感染症の拡大防止措置及び情報提供を行うこと。

在日米軍について、感染状況等の変化に応じ、地域の不安を払拭する実効性のある対策を講じるため、我が国の措置と整合的な水際対策の徹底や基地内での感染防止対策の徹底、検査・医療提供体制の確保・充実及びゲノム解析の実施や変異株の検出状況等の病原体情報の提供等について継続的な確認や働きかけを行うとともに、地元自治体へ迅速かつ適切に情報提供を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際、他県で地元自治体に十分な情報提供が行われなかった事例があったことを踏まえ、国内法を適用し、感染症法に基づく発生届を義務づけるなど、全ての米軍人等の感染状況について確実に情報提供を行うこと。

また、駐留軍等労働者等の感染防止にも万全を期すとともに、在日米軍によりワクチン接種を受けた駐留軍等労働者が、自治体等において接種を受けた場合と比して不利益を被ることのないよう、適切に対応すること。

さらに、日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。

7 地元自治体へ適切に情報を提供すること。

横田基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うとともに、地元自治体から国に照会を行った事項については国の責任において米軍から情報を収集し、速やかに回答を行うこと。

さらに、以下の項目については、報道等で発表される前に、迅速に詳細情報を提供すること。また、地元自治体に多大な影響を与える事柄については、事前に意見

を聴取し、意向を尊重すること。なお、令和4年9月に全面施行された（13）の「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」については、特に留意すること。

これらに加え、周辺住民に早急に伝達する必要がある事件及び事故が発生した際には、横田基地自らプレスリリースを行うよう、米軍に働きかけること。

- （1） 航空機の離着陸回数等に関する統計資料
- （2） 米空母艦載機飛行訓練の実施予定及び訓練内容の報告
- （3） 航空機の飛行高度や飛行経路などの飛行実態に関する情報
- （4） パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレーター等を使用した訓練及び人員降下訓練等の実施に関する情報
- （5） 米軍構成員等が関係する事件及び事故に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止策等）
- （6） 基地に起因する事件及び事故等に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止策等）
- （7） 基地内の施設整備計画及び変更に関する事前情報（目的、内容及び時期等）
- （8） 日米合同委員会での合意事項等に関する情報
- （9） 周辺住民に影響を及ぼすような我が国及び米国政府の動向に関する情報
- （10） 横田基地内の環境に関する情報及び環境対策への対応状況（周辺住民に影響を与えるバードコントロール、雨水流出の防止、下水道管の整備及び維持・管理、廃棄物等の種類・処理方法、廃棄物処理施設・ボイラー施設等からの排煙、特定外来生物の侵入防止、燃料等流出時の土壌対策・流出後の土壌や地下水の調査方法・結果及びP F O S等を含む泡消火薬剤について実施した調査・対策の内容・基地内の井戸水における検出状況等）
- （11） 米軍再編に関する情報（航空自衛隊航空総隊司令部及び自衛隊機の運用状況を含む。）
- （12） 重要影響事態安全確保法第9条に基づく協力要請に関する情報
- （13） 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づく各種調査、規制措置に関する情報及び同法律の運用等に関する情報

8 基地交付金、調整交付金及び基地周辺対策予算等の充実を図ること。

基地交付金、調整交付金及び基地周辺対策予算等については、制度の目的に沿った増額措置がなく、自治体の財政を圧迫している状況であるため、所要の予算を確保し、以下の項目について一層の充実を図ること。

- （1） 基地交付金及び調整交付金について

(ア) 国有財産台帳価格に固定資産税の税率（対象資産価格の100分の1.4）を乗じた額（固定資産税相当額）を交付すること。

(イ) 財源超過団体に対する減額措置を廃止すること。

(ウ) 対象資産について

- ・ 特定飛行場周辺の指定区域内において、国が買い入れた土地についても対象資産とするなど、対象範囲を拡大すること。
- ・ 新たに国有提供施設等の資産が増えた場合には、日米地位協定に基づく提供合意を速やかに行うこと。
- ・ 対象資産の資産価格等、交付金の具体的な算出根拠を明らかにすること。
- ・ 基地交付金に係る資産評価については、近傍類似地域と格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。
- ・ 自衛隊と米軍の共同運用施設については、対象資産とすること。

(2) 基地周辺対策予算について

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」関係

(ア) 障害防止事業及び民生安定助成事業について、地元自治体の意向を十分に尊重し、採択基準及び適用基準の見直しや、補助対象拡大を早急に行うとともに、補助率の引上げを行うこと。

特に騒音防止事業及び防音助成事業については、米軍の飛行実態や基地の運用形態、及び公共施設の利用時間帯を考慮し、採択基準の見直しを行うこと。

(3条及び8条関係)

(イ) 防音工事（空調復旧工事を含む。）により設置した空調機の維持管理費については、対象施設や工事種別に関わらず、補助対象とすること。

(ウ) 第一種区域及び防衛施設周辺放送受信事業の助成対象区域指定基準の見直しは、基地周辺住民に多大な影響を及ぼすことから、航空機騒音の実態及び世帯のテレビ視聴環境の実態に即して適切に対応すること。見直しを行う場合は、その内容や時期等に係る情報について、地元自治体に速やかに提供するとともに、国の責任において、対象世帯等への説明や問合せ対応を行うこと。また、対象となる住宅防音工事の早期実施により、良好なテレビ視聴環境の整備を図ること。さらに、基地に起因する受信障害については、万全な防止策を講ずること。

(エ) 緑地帯及びその他緩衝地帯について、周辺住民の生活環境を損なわないよう、草刈り及びせん定等の実施回数及び時期を見直すなど、適正な管理を図るとともに、住民の要望に沿った柔軟な対応ができる仕組みづくりを検討すること。

(6条関係)

(オ) 特定防衛施設周辺整備調整交付金については、CV-22オスプレイの配備や、グローバル・ホークの一時展開、米海軍無人偵察機トライトンの展開による短期間使用の可能性、戦闘機の離着陸を伴う訓練の実施など、基地の運用による負担を大きく受けている実態や在日米宇宙軍の新編や在日米軍の統合軍

司令部へのアップグレード開始といった横田基地の態様が変化していることを十分踏まえて着実な増額を行うとともに、地元自治体の実情を十分認識し、更なる適用基準の緩和や手続きの簡略化及び効率化を図ること。また、交付金の内示は年度当初に一括で行うこと。やむを得ず2期に分ける場合は内示の早期化を図ること。(9条関係)

(カ) 施設区域取得等事務地方公共団体委託費の大幅な増額及び充当範囲の拡大を図ること。

(キ) まちづくりにおいて、基地の影響により所要経費が増加する場合、その増加分に対して新たな財政支援を検討すること。

(ク) 横田基地が市街地に所在することによる住民への負担を考慮した新しい交付金制度の創設を検討すること。

(ケ) 補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産の処分手続等については、社会経済情勢の変化への対応や、既存ストックの効率的な活用の観点から、一層の弾力化を図ること。

「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」関係

(コ) 農耕阻害損失補償について補償の充実を図ること。

(3) 再編交付金の交付終了に伴う財政措置について

横田基地に係る再編交付金の交付は終了したが、終了後も基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、これに代わる財政措置を講ずること。

(4) CV-22オスプレイ配備に伴う財政措置について

平成30年10月に横田基地へCV-22オスプレイが5機配備され、令和元年7月からは第21特殊作戦中隊及び第21特殊作戦航空機整備中隊により運用されている。平成30年の配備計画では令和6年頃までには計10機のCV-22オスプレイ及び約450人の人員の配備が計画されている中、令和7年10月、現在、横田飛行場には6機のCV-22オスプレイが配備されている。残りの4機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計10機のCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する計画に変更はないなどの説明が米側よりあったと国が公表した。航空機騒音の増大や新たな施設の整備、米軍人口の増加に伴い周辺住民への負担や地元自治体への影響が一層増加するため、現行制度の充実や制度の創設による財政措置を講ずること。

(5) 横田基地と関係する蓋然性が高いと地元自治体が判断した環境汚染に対しては、日米で連携し、国の責任において原因究明に努め、必要に応じて原因に即した対策を講じるとともに、原因が明らかになるまでの間も、やむを得ず地方公共団体が実施する対策に要する費用は、国が負担すること。

9 航空機に関する環境調査を実施すること。

- (1) 実状を踏まえ、航空機騒音の測定場所を適切に増設すること。また、待機中の航空機による騒音を調査し、対策を講ずること。
- (2) 航空機の排気ガスによる大気汚染に関し、基地の実態を反映した調査を実施すること。
- (3) 航空機騒音等による健康被害調査を実施すること。
- (4) 航空機の飛行高度について、日米合同委員会の合意事項の遵守状況を確認するための調査を実施すること。

10 泡消火薬剤【有機フッ素化合物（PFOS等）】の漏出に係る必要な対応を行うこと。

PFOS及びPFOAは国内での製造等が原則禁止されており、基地内で、PFOS等が含まれる泡消火薬剤の漏出等の事故が発生すれば、基地外の環境にも影響を及ぼしかねないことから、徹底した安全対策を講ずる必要がある。

こうした中、令和5年7月には、平成22年から平成24年の間にかけて基地内で3件のPFOS等を含む泡消火薬剤の漏出があったことが明らかになった。また、令和6年8月にPFOS等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報提供があった。令和5年1月に発生したPFOS等を含む水の漏出事案に関しては、事案発生から2年以上、かつ、米国防省の監査報告書の公表後1か月以上経過してから情報提供があった。これらの漏出は、基地周辺住民に対し速やかに情報提供がなされなかったことへの不信感とともに、健康への影響などへの不安をもたらしている。これらのことを踏まえ、国の責任において基地内のPFOS等の漏出に係る地下水への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。さらに、令和6年5月をもって、横田基地においてはPFOS等が含まれる泡消火薬剤の廃棄を完了したと承知しているが、PFOS等を含む旧式の泡消火薬剤が残存している箇所がないか国の責任において米軍に確認するとともに、その結果を情報提供すること。加えて、米国等における有機フッ素化合物の規制強化の動きに対し、米軍の対応状況を情報提供すること。

11 日米地位協定とその運用について適切な見直しを行うこと。

日米地位協定とその運用について、以下の項目の適切な見直しを行い、改善を図ること。

(1) 1条関係

平成29年1月に締結された日米地位協定の軍属に関する補足協定について、その運用について透明性を確保するため、同協定第5条で定める通報及び軍属に

関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。

(2) 2条関係

定期的に基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、検討に際しては、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。

(3) 3条関係

(ア) 施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のために、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の国内法を、施設及び区域へ適用する旨を明記し、法律等に基づく報告を行うこと。

また、平成27年9月に締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、立入調査を行えるよう、改善を図ること。

さらに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続き（外務省仮訳）」のうち、環境補足協定と関連する事項について、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

あわせて、施設及び区域において排出されるガス、排煙等の調査の実施及び結果並びに改善の内容について公表すること。

(イ) 基地内の廃棄物処理施設について、毎年度、実地調査を実施するとともに、調査結果を提供すること。

(ウ) 施設及び区域の運用に当たっては、安全確保を優先し、施設の改修工事等を実施する際には、騒音の軽減及び粉塵の飛散防止に適切な措置を講じ、周辺住民の生活や農作物に影響を与えることのないよう、細心の配慮をすること。

特に航空機の万全な整備点検による事故の未然防止策の徹底、危険物の輸送・管理及び訓練時等の安全対策の徹底を明記すること。

(エ) 施設及び区域内への緊急車両等の立入手続きの簡素化に努めること。

(オ) 横田基地と関係する蓋然性が高いと地元自治体が判断した環境汚染に対しては、日米で連携し原因究明に努め、必要に応じて原因に即した対策を講じること。

(4) 9条関係

施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のため、人及び動植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等の国内法を適用する旨を明記すること。

特に、日本国外から民間空港を経由して入国する場合と同様に、米国から直接基地に入国する場合においても、原則として検疫が国内法令において定める基準に従って行われるよう、検討を進めるとともに、基地内における既知の感染症の集団発生や新興感染症の急増など状況が変化した場合に対応するため、日米地位協定の見直しまでの間、人の保健衛生に関して特別協定を締結するなど、迅速に

対策を講ずること。

また、米軍構成員等の感染症に関する情報を的確に把握し、地元自治体へ速やかに情報提供の上、連携して対処すること。

(5) 13条関係

米軍構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。

(6) 16条関係

米軍構成員等による交通事故や犯罪を防止するとともに、施設及び区域外における迷惑行為を行わないよう、更なる規律の保持及び教育の徹底等の措置を講ずる旨を明記すること。

とりわけ、飲酒運転は、人命に係わる重大な事故につながる、非常に危険かつ悪質なものであるが、この飲酒運転による交通事故が繰り返し発生し、地元自治体と横田基地との信頼関係が損なわれ、かつ、周辺住民の不信と不安がこれまでになく高まっている状況を踏まえ、飲酒運転の根絶に向けた取組を強化・徹底すること。

また、日米両国政府で連携のうえ、米軍関係者が関わる重大事件・事故について、被害者のプライバシー等への配慮も含め、情報提供のあり方を検証し、必要な措置を講じるとともに、関係自治体への情報提供を徹底すること。

(7) 17条関係

日本側が第1次裁判権を有する場合、被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。

(8) 18条関係

(ア) 公務外の米軍構成員等又は米軍構成員等の家族により被害を受けた場合であっても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう明記すること。

(イ) 米軍構成員等の私有車両の任意保険（対人・対物）及び自転車損害賠償保険等の加入率（家族が被保険者であることを含む）を把握し、全件加入を求めること。

(9) 25条関係

日米合同委員会場で、施設及び区域の運用等に関して地元自治体の意向を聴取し、それを協議することを明記すること。あわせて、日米合同委員会合意事項を速やかに公表することを明記すること。

(10) 航空機の騒音軽減措置及び飛行運用関係

(ア) 航空機の飛行等について、夜間及び早朝において制限時間の拡大を図ること。

土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行及びエンジンテスト等を禁止すること。

(イ) 米空母艦載機による飛行訓練を全面的に禁止すること。

(ウ) 米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む。）については、現在、航空法第81条の最低安全高度の規定が特例法により適用除外とされているため、これを見直し、

航空法第 8 1 条を適用すること。

(11) 災害対応関係

(ア) 災害時における在日米軍との相互応援が実施できるよう明記すること。

(イ) 平成 1 9 年 4 月の日米合同委員会合意（「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入りについて」）に基づき、基地司令官と地元自治体との災害対応のための現地実施協定が円滑かつ速やかに締結されるよう、働きかけること。